

1 仕事と家庭の両立支援の取り組み

(1) 育児休業制度の規定

育児休業制度とは、1歳未満（一定の場合には2歳に達するまで）の子を養育する労働者の申出により子を養育するために休業できる制度のことをいう。なお、労働基準法上の産前産後休業や有給休暇、又は事務所独自で規定する配偶者の出産に伴う休暇等を除く。

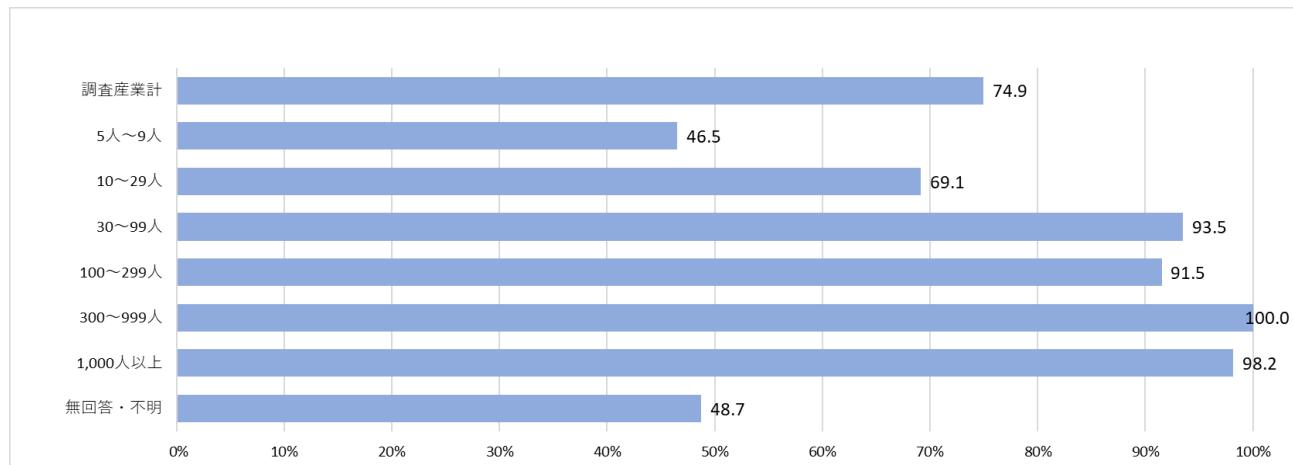
①育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定状況をみると、就業規則に「規定している」事業所は全体で74.9%となっており、規模が大きい事業所ほど「規定している」割合が高くなっている。【図1】

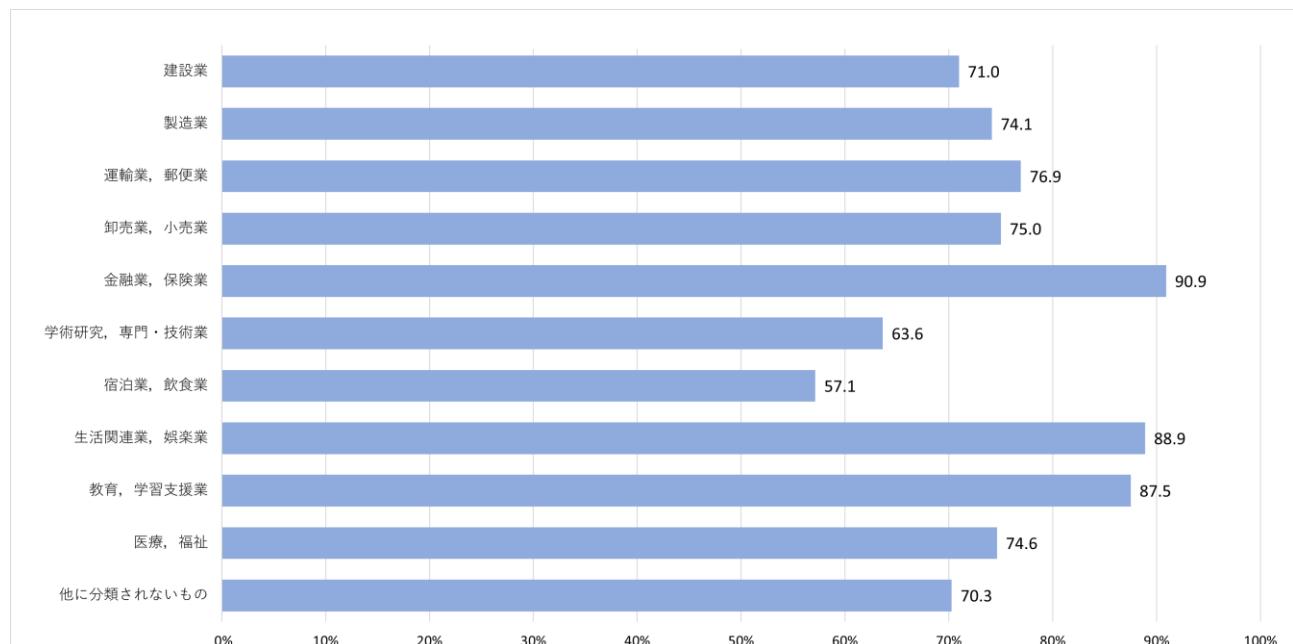
また、産業別にみると金融業、保険業の90.9%が最も高くなっている。一方で、宿泊業、飲食サービス業は57.1%となっており、全体の74.9%と比較すると最も差が大きくなっている。【図2】

過去5年間の経年比較を見るとほぼ横ばいで、育児休業制度の規定を行う事業所の増加には至っていない状況である。【図3】

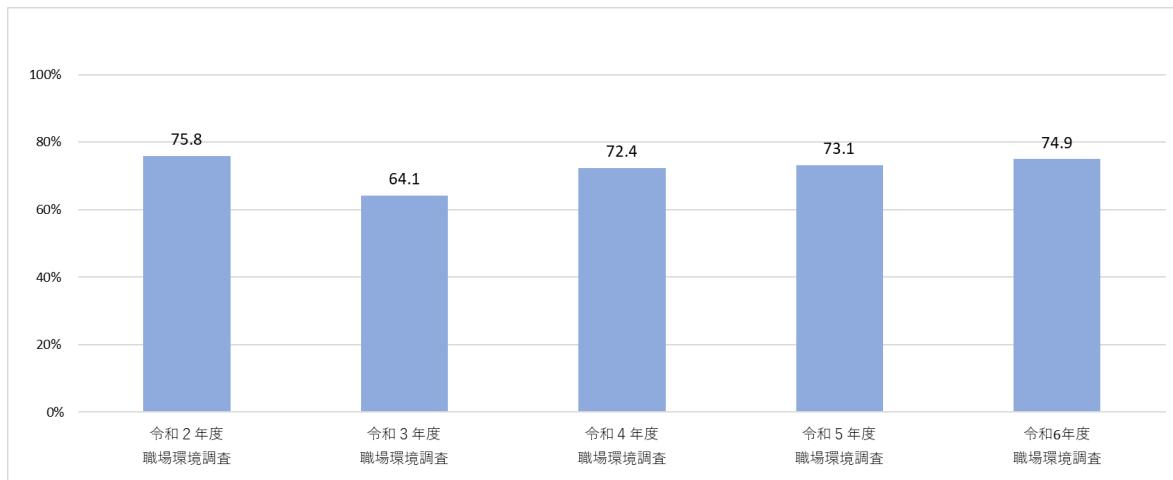
【図1】事業所の規模別育児休業制度の規定状況



【図2】産業別育児休業制度の規定状況



【図3】育児休業制度の規定状況 調査全体の令和2年度～6年度職場環境調査との経年比較



育児休業制度の規定があると回答した事業所では、ほとんどが子の年齢による期限を設定しているが、1歳以上2歳未満までとする事業所が最も多く36.2%となっている。【表1】

事業所によっては、2歳以上3歳未満、3歳以上まで取得できる場合もあるが、その多くは従業員数が多い事業所となっており、従業員数が少ない事業所では、長期間の育児休業取得が困難となっていることがうかがえる。

【表1】育児休業制度の規定状況 子の年齢による期間の設定

※数値は% () 内は件数

区分	1歳未満	1歳以上2歳未満	2歳以上3歳未満	3歳以上	無回答・不明
調査産業計	25.3 (122)	36.2 (175)	10.8 (52)	2.7 (13)	1.0 (5)
5人～9人	23.7 (27)	18.4 (21)	4.4 (5)	0.0 (0)	1.8 (2)
10～29人	29.8 (28)	33.0 (31)	6.4 (6)	0.0 (0)	1.1 (1)
30～99人	35.1 (27)	48.1 (37)	7.8 (6)	2.6 (2)	0.0 (0)
100～299人	33.9 (20)	44.1 (26)	10.2 (6)	3.4 (2)	1.7 (1)
300～999人	22.2 (10)	48.9 (22)	22.2 (10)	6.7 (3)	0.0 (0)
1,000人以上	10.9 (6)	47.3 (26)	29.1 (16)	10.9 (6)	0.0 (0)
無回答・不明	10.3 (4)	30.8 (12)	7.7 (3)	0.0 (0)	2.6 (1)
建設業	35.5 (11)	29.0 (9)	6.5 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)
製造業	36.2 (21)	32.8 (19)	5.2 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)
運輸業、郵便業	15.4 (2)	46.2 (6)	15.4 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)
卸売業、小売業	21.9 (21)	39.6 (38)	8.3 (8)	5.2 (5)	1.0 (1)
金融業、保険業	9.1 (1)	45.5 (5)	36.4 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)
学術研究、専門・技術業	18.2 (2)	36.4 (4)	0.0 (0)	9.1 (1)	0.0 (0)
宿泊業、飲食業	25.0 (7)	17.9 (5)	14.3 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)
生活関連業、娯楽業	33.3 (6)	33.3 (6)	22.2 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)
教育、学習支援業	33.3 (8)	25.0 (6)	25.0 (6)	4.2 (1)	0.0 (0)
医療、福祉	23.9 (32)	41.8 (56)	6.7 (9)	2.2 (3)	2.2 (3)
他に分類されないもの	21.6 (8)	37.8 (14)	5.4 (2)	5.4 (2)	2.7 (1)
100万円未満	24.3 (9)	27.0 (10)	16.2 (6)	8.1 (3)	2.7 (1)
500万円未満	17.9 (10)	41.1 (23)	1.8 (1)	1.8 (1)	1.8 (1)
1,000万円未満	23.8 (5)	28.6 (6)	9.5 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)
5,000万円未満	38.2 (55)	28.5 (41)	9.0 (13)	2.1 (3)	0.7 (1)
1億円未満	25.5 (12)	57.4 (27)	8.5 (4)	0.0 (0)	2.1 (1)
1億円以上	24.1 (14)	44.8 (26)	19.0 (11)	10.3 (6)	0.0 (0)
不明	14.2 (17)	35.0 (42)	12.5 (15)	0.0 (0)	0.8 (1)

②出生時育児休業を含む育児休業取得状況

出生時育児休業（産後パパ育休）とは、原則、子の出生後8週間以内の期間内で4週間（28日）以内、分割2回までを限度として労働者から申し出た期間休業できる制度のこと。この制度は、原則、子の出生後8週間以内の期間内で4週間（28日）以内、分割2回までを限度として労働者から申し出た期間休業できる制度のこと。

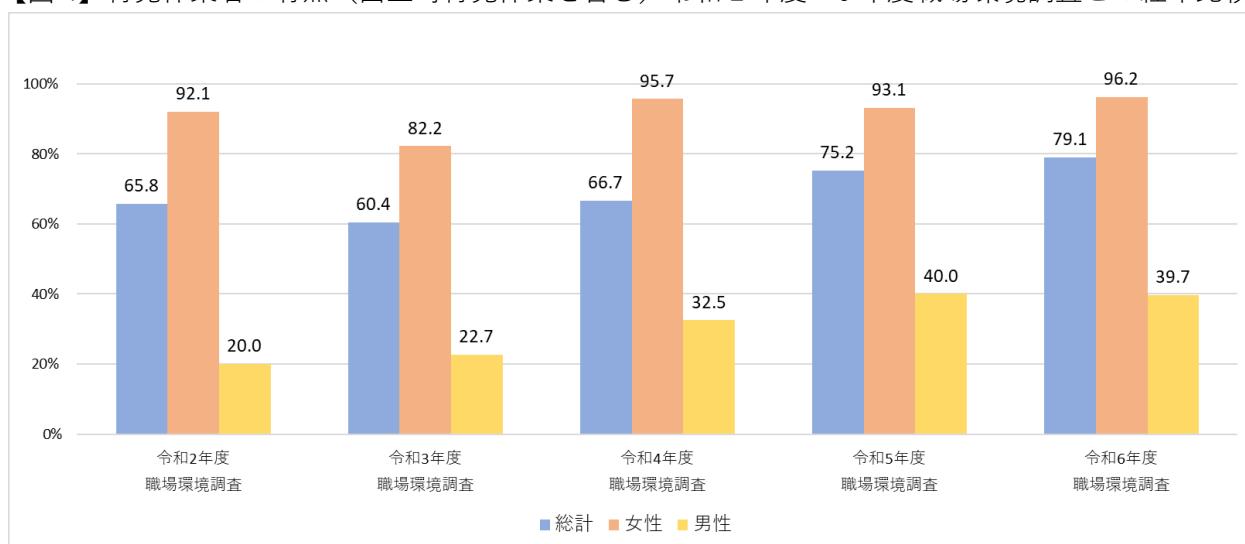
育児休業とは別に取得でき、事業主は出生後8週間以内の子を養育する産後休業をしていない男女労働者から申出があれば、出生時育児休業を与えなければならない。

また、労使協定に、産後パパ育休期間中に就業させることができると定めた労働者に限り、出生時育児休業期間中に就業することができる日等を、休業開始前日まで事業主に申し出ることができる。

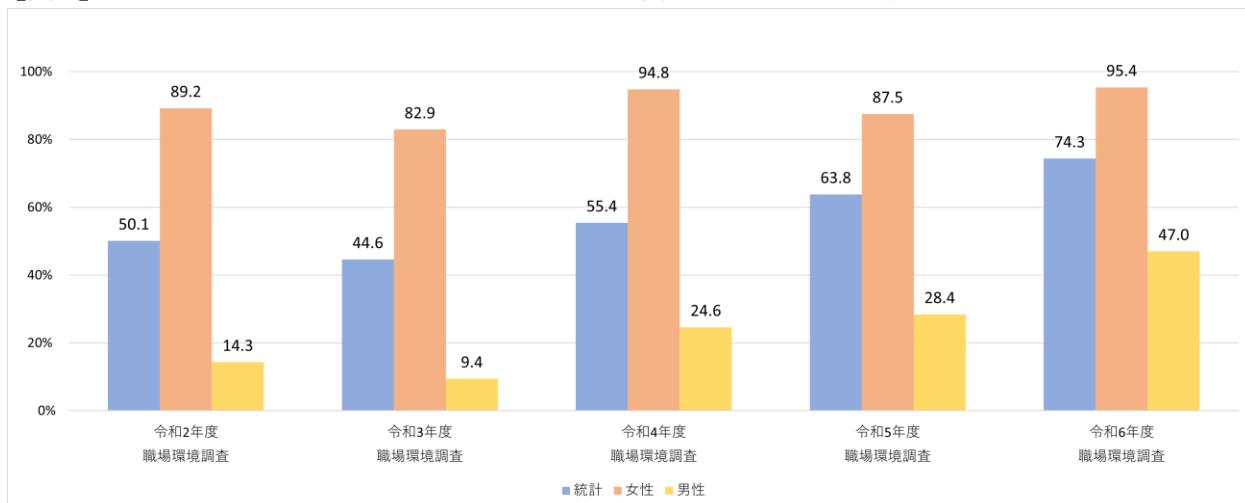
育児休業制度を規定している事業所において、実際に育児休業を取得した従業員の有無を経年比較してみると、近年男性の育児休業取得者の割合が増加し、総計として育児休業を取得する従業員がいる事業所が増加している。【図4】これは、令和4年10月の改正育児・介護休業法施行により、出生時育児休業（産後パパ育休）の制度が開始された影響が大きいと考えられる。

また、育児休業取得割合の経年比較を見ても、男性の育休取得率が向上しており、男性の育児休業取得対象者の半数近くがこの制度を利用していることがわかる。【図5】

【図4】育児休業者の有無（出生時育児休業を含む）令和2年度～6年度職場環境調査との経年比較



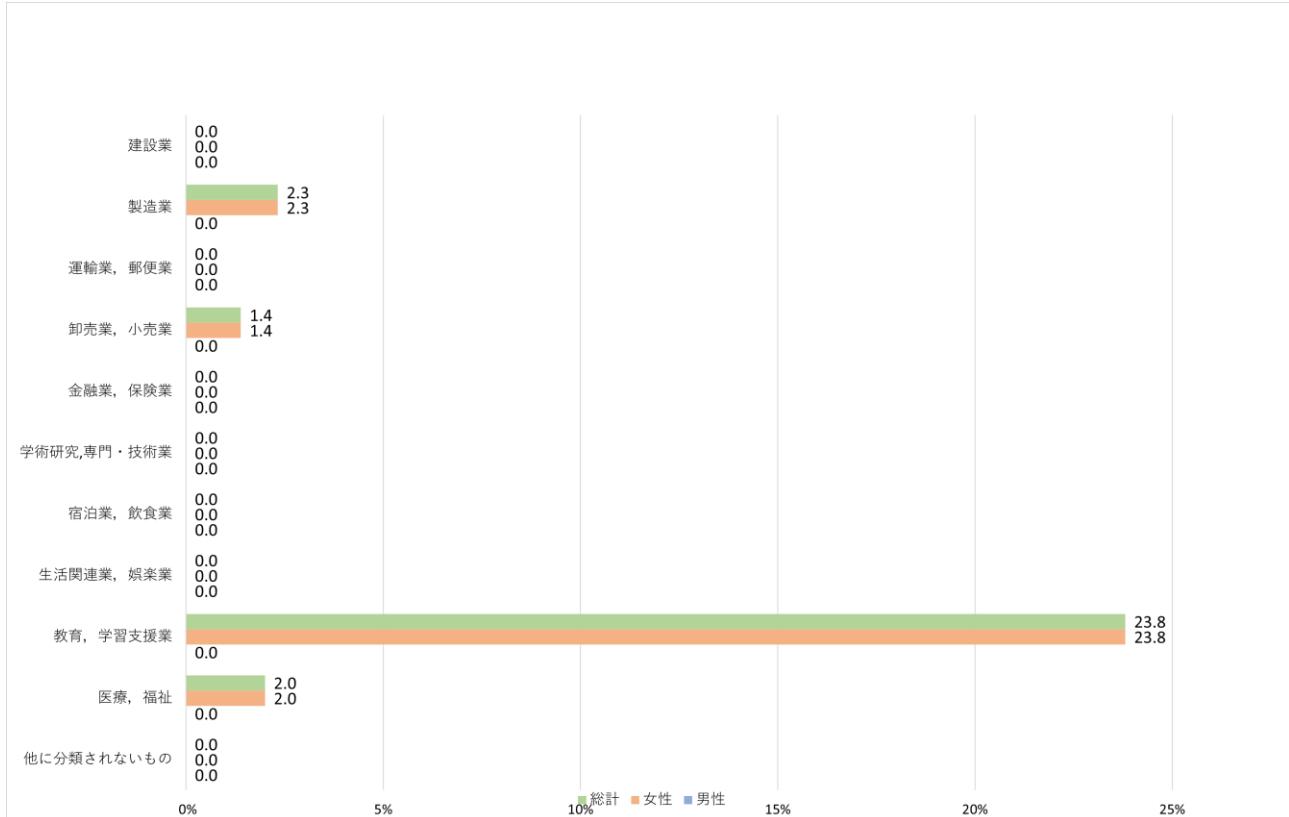
【図5】育児休業の取得割合 令和2～6年度職場環境調査との経年比較



③退職した育児休業者がいた事業所割合

育児休業者のうち、令和5年8月1日～令和6年7月31日の間に復職予定だったが退職した者がいる割合をみると、すべての産業で男性の退職者は0%、女性においては、教育、学習支援業の23.8%が突出しているものの、ほとんどの産業において、退職者は0%～2.3%となっており、男女とも育児休業を取得後に復職する従業員が圧倒的多数となっている。

【図6】令和5年8月1日～令和6年7月31日の間に復職予定だった育児休業者が退職した事業所割合



(2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の状況

①育児のための所定労働時間の短縮措置制度の内容及び期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度を規定している事業所は 69.6% となっており、最長利用期間は子の年齢が「3歳未満」とする事業所が 23.0%、「小学校就学の始期に達するまで」が 20.7% となっている。【表 2】

事業所の従業員数で比較すると、従業員の多い事業所ほど規定している割合が高い。【図 7】

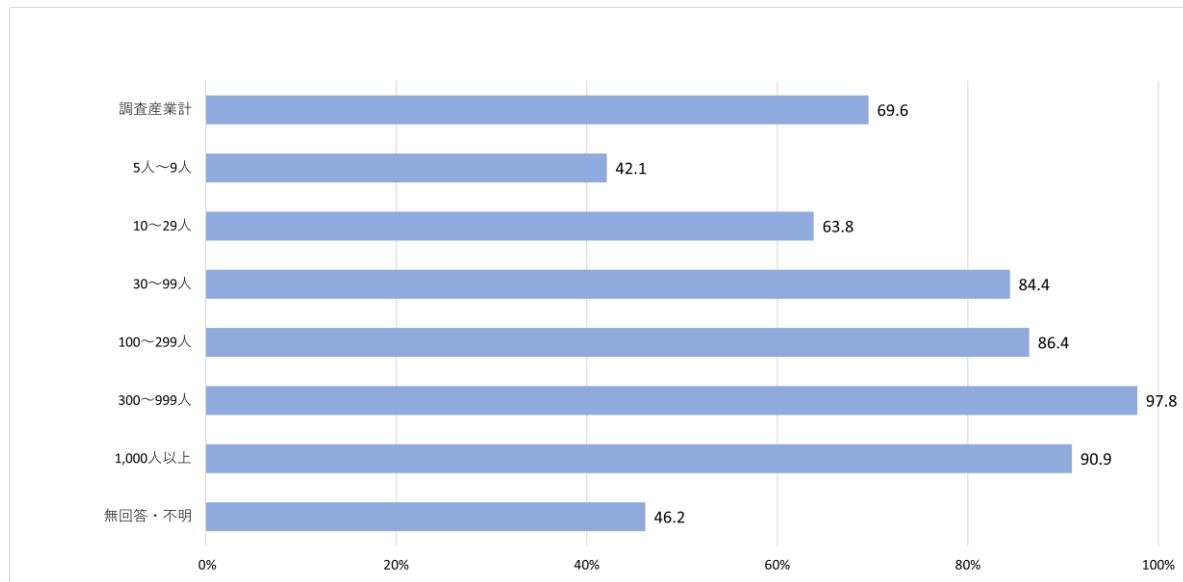
また、その内容については、「短時間勤務制度」が 94.9% となっており、次いで「所定外労働の制限」が 83.3%、「始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ」が 50.9% となっている。反対に「在宅勤務・テレワーク」が 11.0%、「育児のためのフレックスタイム制度」が 21.1% と低くなっている。【図 8】

【表 2】育児のための所定労働時間の短縮措置等制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合

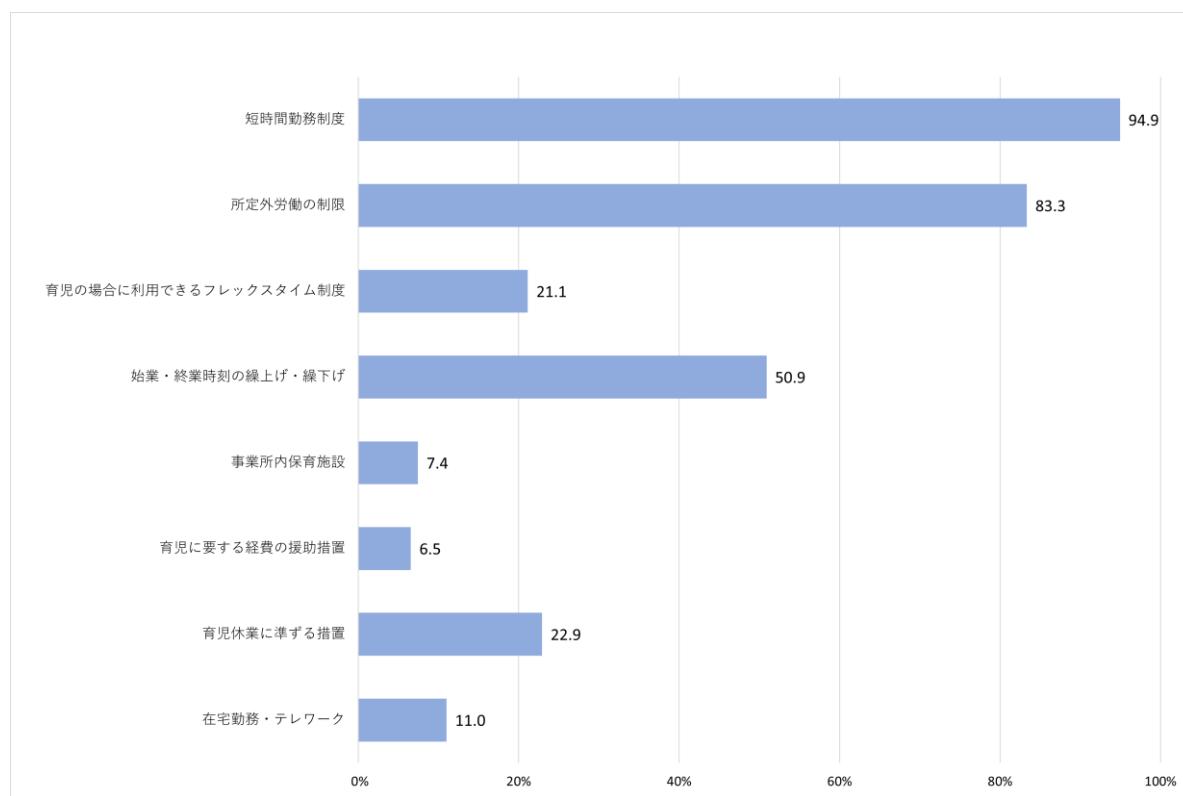
※数値は% () 内は件数

	制度あり	最長利用期間						制度なし	無回答・不明
		3歳未満	3歳～小学校就学の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生	小学校4年生～小学校卒業	小学校卒業以降も利用可能		
調査産業計	69.6 (336)	23.0 (111)	2.5 (12)	20.7 (100)	5.0 (24)	5.4 (26)	13.0 (63)	28.4 (137)	2.1 (10)
5人～9人	42.1 (48)	24.6 (28)	1.8 (2)	5.3 (6)	0.9 (1)	0.0 (0)	9.6 (11)	54.4 (62)	3.5 (4)
10～29人	63.8 (60)	27.7 (26)	3.2 (3)	21.3 (20)	0.0 (0)	1.1 (1)	10.6 (10)	36.2 (34)	0.0 (0)
30～99人	84.4 (65)	40.3 (31)	2.6 (2)	29.9 (23)	1.3 (1)	1.3 (1)	9.1 (7)	15.6 (12)	0.0 (0)
100～299人	86.4 (51)	18.6 (11)	1.7 (1)	35.6 (21)	3.4 (2)	16.9 (10)	10.2 (6)	8.5 (5)	5.1 (3)
300～999人	97.8 (44)	17.8 (8)	6.7 (3)	37.8 (17)	11.1 (5)	6.7 (3)	17.8 (8)	0.0 (0)	2.2 (1)
1,000人以上	90.9 (50)	3.6 (2)	0.0 (0)	14.5 (8)	25.5 (14)	18.2 (10)	29.1 (16)	9.1 (5)	0.0 (0)
無回答・不明	46.2 (18)	12.8 (5)	2.6 (1)	12.8 (5)	2.6 (1)	2.6 (1)	12.8 (5)	48.7 (19)	5.1 (2)
建設業	66.7 (20)	36.7 (11)	6.7 (2)	6.7 (2)	3.3 (1)	0.0 (0)	13.3 (4)	33.3 (10)	0.0 (0)
製造業	67.2 (39)	25.9 (15)	1.7 (1)	20.7 (12)	1.7 (1)	5.2 (3)	12.1 (7)	29.3 (17)	3.4 (2)
運輸業、郵便業	69.2 (9)	23.1 (3)	7.7 (1)	15.4 (2)	0.0 (0)	23.1 (3)	0.0 (0)	30.8 (4)	0.0 (0)
卸売業、小売業	73.2 (71)	18.6 (18)	0.0 (0)	21.6 (21)	10.3 (10)	10.3 (10)	12.4 (12)	26.8 (26)	0.0 (0)
金融業、保険業	90.9 (10)	9.1 (1)	0.0 (0)	18.2 (2)	27.3 (3)	0.0 (0)	36.4 (4)	9.1 (1)	0.0 (0)
学術研究、専門・技術	54.5 (6)	9.1 (1)	0.0 (0)	9.1 (1)	0.0 (0)	18.2 (2)	18.2 (2)	45.5 (5)	0.0 (0)
宿泊業、飲食業	53.6 (15)	21.4 (6)	3.6 (1)	14.3 (4)	3.6 (1)	7.1 (2)	3.6 (1)	39.3 (11)	7.1 (2)
生活関連業、娯楽業	77.8 (14)	44.4 (8)	5.6 (1)	11.1 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	16.7 (3)	22.2 (4)	0.0 (0)
教育、学習支援業	87.5 (21)	33.3 (8)	8.3 (2)	25.0 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	20.8 (5)	12.5 (3)	0.0 (0)
医療、福祉	68.7 (92)	23.9 (32)	3.0 (4)	23.9 (32)	2.2 (3)	3.7 (5)	11.9 (16)	27.6 (37)	3.7 (5)
他に分類されないもの	59.5 (22)	13.5 (5)	0.0 (0)	37.8 (14)	0.0 (0)	2.7 (1)	5.4 (2)	37.8 (14)	2.7 (1)
100万円未満	78.4 (29)	21.6 (8)	2.7 (1)	21.6 (8)	2.7 (1)	5.4 (2)	24.3 (9)	21.6 (8)	0.0 (0)
500万円未満	58.9 (33)	35.7 (20)	0.0 (0)	14.3 (8)	0.0 (0)	0.0 (0)	8.9 (5)	39.3 (22)	1.8 (1)
1,000万円未満	47.6 (10)	23.8 (5)	0.0 (0)	14.3 (3)	4.8 (1)	0.0 (0)	4.8 (1)	52.4 (11)	0.0 (0)
5,000万円未満	69.4 (100)	27.8 (40)	4.2 (6)	25.7 (37)	0.0 (0)	4.2 (6)	7.6 (11)	28.5 (41)	2.1 (3)
1億円未満	93.6 (44)	27.7 (13)	0.0 (0)	31.9 (15)	6.4 (3)	14.9 (7)	12.8 (6)	4.3 (2)	2.1 (1)
1億円以上	89.7 (52)	8.6 (5)	0.0 (0)	17.2 (10)	25.9 (15)	12.1 (7)	25.9 (15)	8.6 (5)	1.7 (1)
不明	56.7 (68)	16.7 (20)	4.2 (5)	15.8 (19)	3.3 (4)	3.3 (4)	13.3 (16)	40.0 (48)	3.3 (4)

【図7】育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度導入事業所割合



【図8】育児のための所定労働時間の短縮等の内容別の措置



(3) 介護休業制度

「**介護休業制度**」とは、要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族の介護・世話をするために、連続して休業できる制度。後述の「**介護休暇制度**」（要介護状態にある対象家族の世話をするために、時間単位の休暇を取得する制度）とは別の制度である。

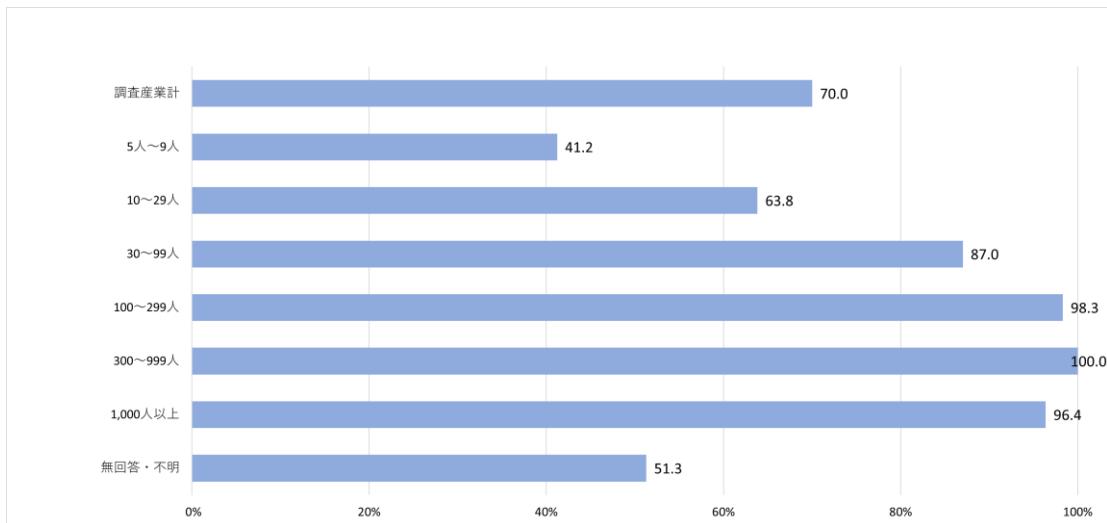
①介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定状況をみると、就業規則に規定している事業所の割合は70.0%となっている。

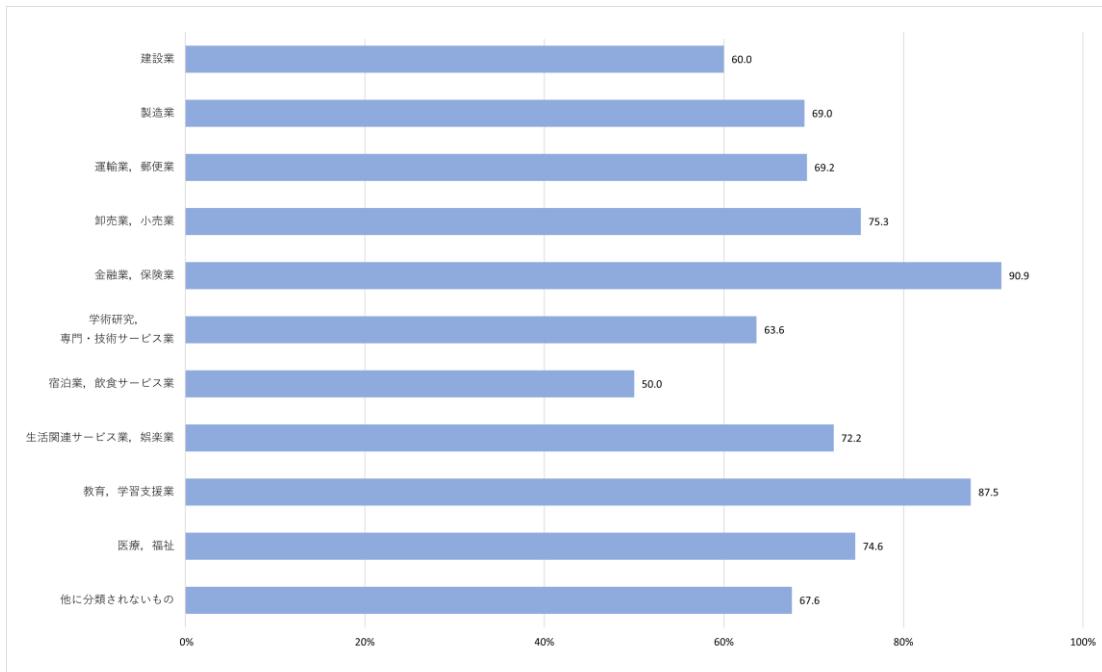
規模別にみると、従業員数が100人以上の事業所では、100%に近い割合で規定しているが、5人～9人の事業所では41.2%、10人～29人以下の事業所では63.8%と低い割合になっている。【図9】

産業別では金融業・保険業が90.9%と最も高く、宿泊業・飲食サービス業が50.0%と低い割合になっている。【図10】

【図9】事業所の規模別介護休業制度の規定状況



【図10】産業別介護休業制度の規定状況



②介護休業規定における期間及び取得状況

介護休業の規定がある事業所において、介護休業の取得可能期間は「通算して 93 日（法定どおり）」が 52.6%で最も多い。続いて 93 日～6か月未満が 5.2%となっている。反対に期間の制限なしが 3.3%となっている。【表 3】

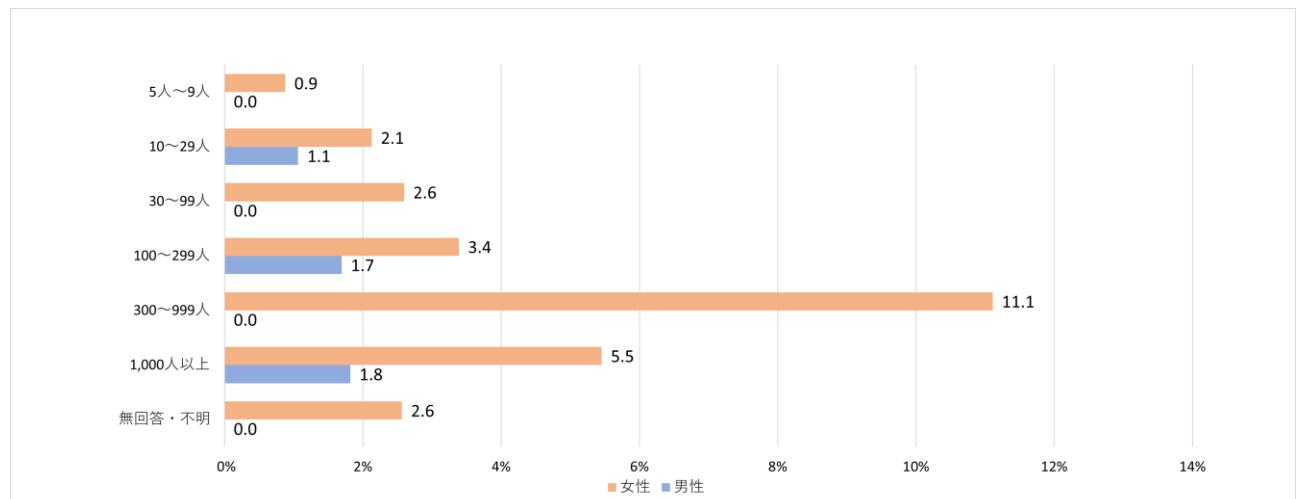
介護休業取得者の男女別割合では、事業所の規模にかかわらず女性の取得者が多い。【図 11】

【表 3】介護休業制度の規定における最長期間

※数値は%（）内は件数

	通算して93日	93日を超える 6か月未満	6か月	6か月を超える 1年未満	1年	1年を超える期間	期間の制限なし	規定なし	無回答・不明
調査産業計	52.6 (254)	5.2 (25)	4.6 (22)	2.3 (11)	3.1 (15)	1.4 (7)	3.3 (16)	26.9 (130)	0.6 (3)
5人～9人	31.6 (36)	1.8 (2)	1.8 (2)	0.0 (0)	0.9 (1)	0.0 (0)	5.3 (6)	58.8 (67)	0.0 (0)
10～29人	51.1 (48)	5.3 (5)	2.1 (2)	1.1 (1)	1.1 (1)	0.0 (0)	3.2 (3)	36.2 (34)	0.0 (0)
30～99人	68.8 (53)	9.1 (7)	3.9 (3)	0.0 (0)	1.3 (1)	0.0 (0)	3.9 (3)	11.7 (9)	1.3 (1)
100～299人	76.3 (45)	6.8 (4)	5.1 (3)	1.7 (1)	3.4 (2)	3.4 (2)	1.7 (1)	1.7 (1)	0.0 (0)
300～999人	80.0 (36)	8.9 (4)	8.9 (4)	2.2 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	41.8 (23)	1.8 (1)	12.7 (7)	12.7 (7)	16.4 (9)	9.1 (5)	1.8 (1)	3.6 (2)	0.0 (0)
無回答・不明	33.3 (13)	5.1 (2)	2.6 (1)	2.6 (1)	2.6 (1)	0.0 (0)	5.1 (2)	43.6 (17)	5.1 (2)
建設業	50.0 (15)	0.0 (0)	3.3 (1)	0.0 (0)	3.3 (1)	0.0 (0)	3.3 (1)	40.0 (12)	0.0 (0)
製造業	56.9 (33)	3.4 (2)	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	31.0 (18)	0.0 (0)
運輸業、郵便業	38.5 (5)	7.7 (1)	15.4 (2)	7.7 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	30.8 (4)	0.0 (0)
卸売業、小売業	54.6 (53)	5.2 (5)	0.0 (0)	2.1 (2)	7.2 (7)	4.1 (4)	2.1 (2)	24.7 (24)	0.0 (0)
金融業、保険業	54.5 (6)	0.0 (0)	18.2 (2)	0.0 (0)	18.2 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	9.1 (1)	0.0 (0)
学術研究、専門・技術業	45.5 (5)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	9.1 (1)	0.0 (0)	9.1 (1)	36.4 (4)	0.0 (0)
宿泊業、飲食業	39.3 (11)	7.1 (2)	3.6 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	50.0 (14)	0.0 (0)
生活関連業、娯楽業	55.6 (10)	5.6 (1)	5.6 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.6 (1)	27.8 (5)	0.0 (0)
教育、学習支援業	58.3 (14)	0.0 (0)	12.5 (3)	8.3 (2)	4.2 (1)	0.0 (0)	4.2 (1)	12.5 (3)	0.0 (0)
医療、福祉	56.0 (75)	10.4 (14)	3.7 (5)	0.7 (1)	0.7 (1)	0.0 (0)	3.0 (4)	23.9 (32)	1.5 (2)
他に分類されないもの	54.1 (20)	0.0 (0)	5.4 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	2.7 (1)	5.4 (2)	29.7 (11)	2.7 (1)
100万円未満	54.1 (20)	5.4 (2)	8.1 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	10.8 (4)	18.9 (7)	2.7 (1)
500万円未満	46.4 (26)	12.5 (7)	1.8 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.4 (3)	33.9 (19)	0.0 (0)
1,000万円未満	47.6 (10)	0.0 (0)	4.8 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	4.8 (1)	38.1 (8)	4.8 (1)
5,000万円未満	59.7 (86)	2.8 (4)	2.1 (3)	0.0 (0)	2.1 (3)	1.4 (2)	3.5 (5)	28.5 (41)	0.0 (0)
1億円未満	80.9 (38)	6.4 (3)	0.0 (0)	2.1 (1)	2.1 (1)	0.0 (0)	2.1 (1)	6.4 (3)	0.0 (0)
1億円以上	41.4 (24)	3.4 (2)	10.3 (6)	12.1 (7)	15.5 (9)	8.6 (5)	1.7 (1)	5.2 (3)	1.7 (1)
不明	41.7 (50)	5.8 (7)	6.7 (8)	2.5 (3)	1.7 (2)	0.0 (0)	0.8 (1)	40.8 (49)	0.0 (0)

【図 11】介護休業取得者の事業所規模別男女割合



(4) 介護休暇制度

「**介護休暇制度**」とは、要介護状態にある対象家族の介護・世話をするために、1日または時間単位の休暇を取得できる制度をいい、先に挙げた「**介護休業制度**」とは別の制度であるが、要介護状態の定義は、介護休業と同じである。

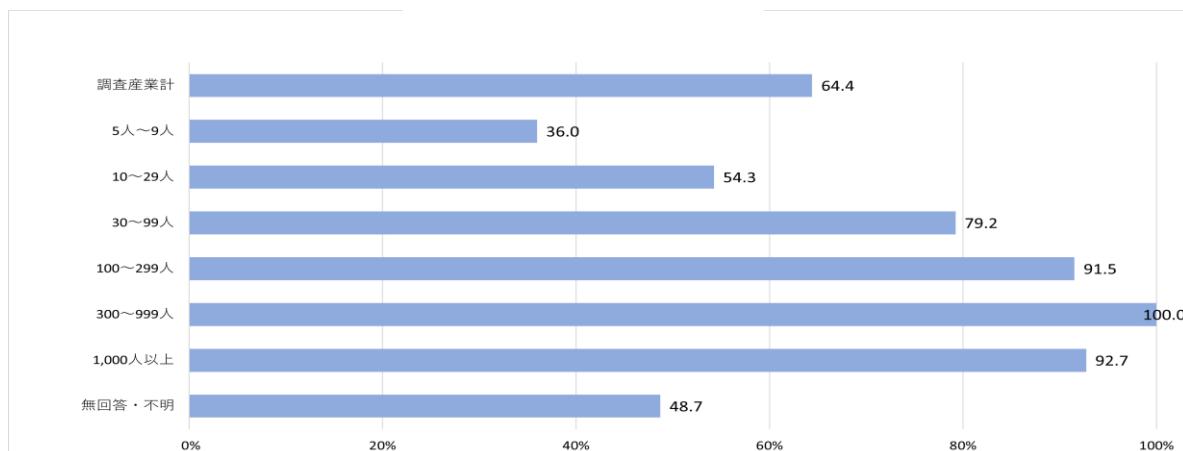
また、労働基準法上の年次有給休暇を、要介護状態にある家族の介護や世話をを行うためにする場合はこれに当たらない。

①介護休暇制度の規定状況

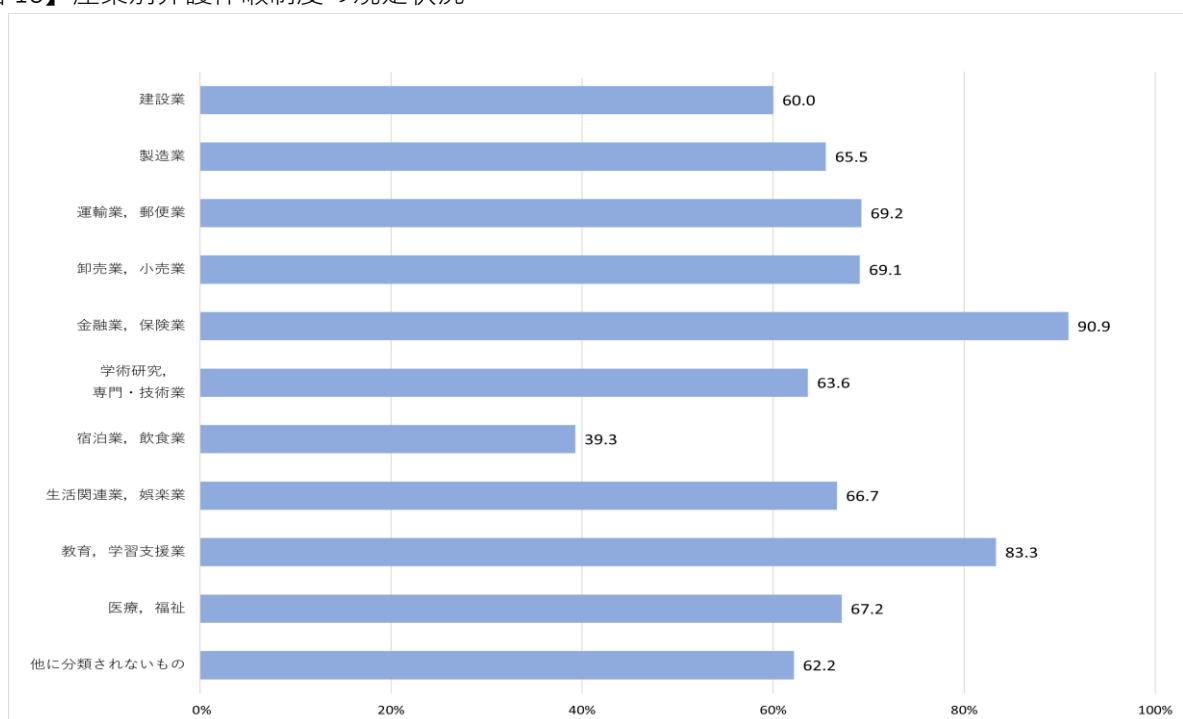
介護休暇制度の規定状況は、全体で 64.4% となっている。規模別でみると、「介護休業制度」と同じく、従業員数が 100 人以上の事業所で高く、従業員数が少ない事業所で低い割合である。【図 12】

産業別でみると、こちらも「介護休業制度」と同じく、金融業・保険業が 90.9% と最も高く、宿泊業・飲食サービス業が 39.3% と低い割合になっている。【図 13】

【図 12】事業所の規模別介護休暇制度の規定状況



【図 13】産業別介護休暇制度の規定状況



②介護休暇規定における期間及び取得状況

介護休暇の年間取得日数の制限では、対象家族が1人の場合、5日(法定どおり)とする事業所が最も多く86.3%、対象家族が2人以上の場合、10日(法定どおり)とする事業所が82.0%と最も高かった。

【表4】

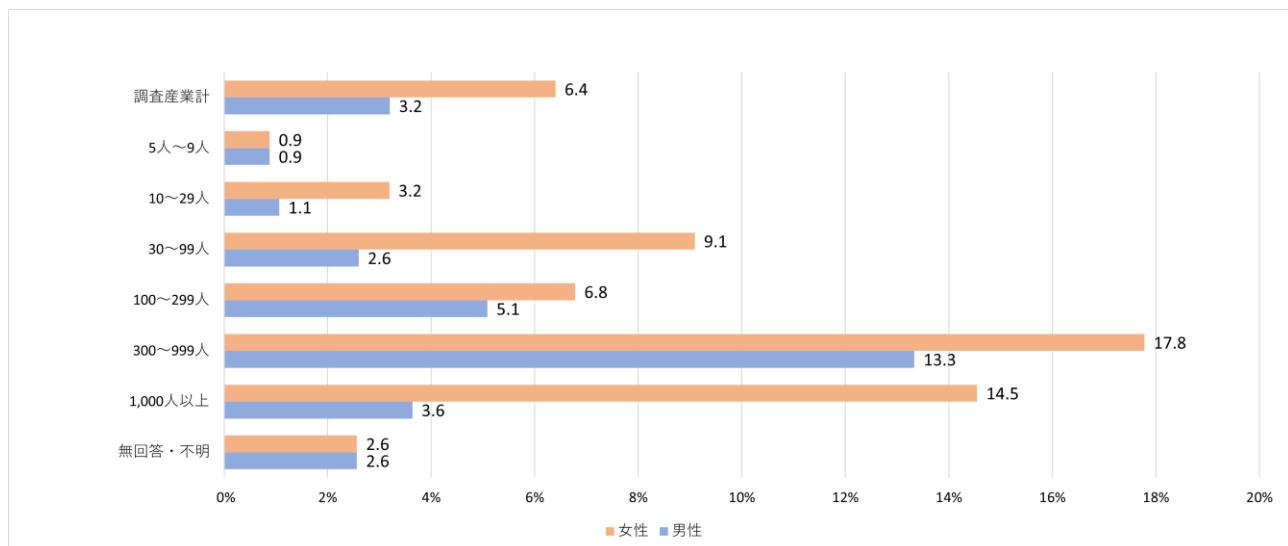
【表4】介護休暇制度の規定状況～休暇日数の制限等

※数値は%（）内は件数

介護休暇制度の規定 あり	休暇日数に制限あり								制限なし	介護休暇制度の 規定なし	無回答・不明			
	対象家族が1人の場合				対象家族が2人以上の場合									
	5日(法定どおり)	6～10日	11～20日	21日以上	10日(法定どおり)	11～20日	21～40日	41日以上						
	件数	%	%	%	件数	%	%	%						
調査産業計	64.4 (322)	86.3 (278)	2.8 (9)	1.2 (4)	2.8 (9)	82.0 (264)	1.9 (6)	0.9 (3)	1.9 (6)	5.3 (17)	47.2 (152)	2.8 (9)		
5～9人	36.0 (41)	91.8 (33)	0.0 (0)	0.0 (0)	9.8 (4)	65.9 (27)	0.0 (0)	0.0 (0)	4.9 (2)	9.8 (4)	170.7 (70)	7.3 (3)		
10～29人	54.3 (51)	81.1 (44)	2.0 (1)	2.0 (1)	0.0 (0)	78.4 (40)	0.0 (0)	2.0 (1)	2.0 (1)	3.9 (2)	80.4 (41)	3.9 (2)		
30～99人	79.2 (61)	66.9 (53)	0.0 (0)	0.0 (0)	4.9 (3)	82.0 (50)	0.0 (0)	0.0 (0)	3.3 (2)	8.2 (5)	24.6 (15)	1.6 (1)		
100～299人	91.5 (54)	54.6 (50)	1.9 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	88.9 (48)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.6 (3)	7.4 (4)	1.9 (1)		
300～999人	100.0 (45)	38.0 (38)	8.9 (4)	2.2 (1)	0.0 (0)	82.2 (37)	6.7 (3)	2.2 (1)	0.0 (0)	2.2 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)		
1,000人以上	92.7 (51)	47.5 (44)	3.9 (2)	3.9 (2)	2.0 (1)	88.2 (45)	3.9 (2)	0.0 (0)	2.0 (1)	3.9 (2)	7.8 (4)	0.0 (0)		
無回答・不明	48.7 (19)	32.8 (16)	5.3 (1)	0.0 (0)	5.3 (1)	89.5 (17)	5.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	94.7 (18)	10.5 (2)			
建設業	60.0 (19)	28.3 (17)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.3 (1)	78.9 (15)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.3 (1)	63.2 (12)	0.0 (0)		
製造業	65.5 (38)	48.8 (32)	2.6 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	86.8 (33)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	10.5 (4)	52.6 (20)	0.0 (0)		
運輸業、郵便業	69.2 (9)	11.6 (8)	11.1 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	44.4 (4)	0.0 (0)		
卸売業、小売業	69.1 (66)	85.4 (59)	1.5 (1)	1.5 (1)	3.0 (2)	89.4 (59)	1.5 (1)	0.0 (0)	1.5 (1)	3.0 (2)	43.9 (29)	1.5 (1)		
金融業、保険業	90.9 (10)	6.6 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	10.0 (1)	0.0 (0)	70.0 (7)	10.0 (1)	0.0 (0)	10.0 (1)	10.0 (1)	0.0 (0)		
学術研究、専門・技術業	63.6 (7)	6.3 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)	14.3 (1)	57.1 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)	14.3 (1)	28.6 (2)	57.1 (4)	0.0 (0)		
宿泊業、飲食業	39.3 (11)	28.0 (11)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	81.8 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	145.5 (16)	9.1 (1)		
生活関連業、娯楽業	66.7 (12)	18.0 (12)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	75.0 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	50.0 (6)	0.0 (0)		
教育、学習支援業	83.3 (20)	18.0 (15)	15.0 (3)	10.0 (2)	0.0 (0)	60.0 (12)	10.0 (2)	10.0 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	20.0 (4)	0.0 (0)		
医療、福祉	67.2 (90)	119.1 (80)	3.3 (3)	0.0 (0)	2.2 (2)	83.3 (75)	2.2 (2)	1.1 (1)	1.1 (1)	4.4 (4)	43.3 (39)	5.6 (5)		
他に分類されないもの	62.2 (23)	30.6 (19)	0.0 (0)	0.0 (0)	8.7 (2)	78.3 (18)	0.0 (0)	0.0 (0)	4.3 (1)	8.7 (2)	56.5 (13)	4.3 (1)		
100万円未満	64.9 (24)	26.2 (17)	12.5 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	66.7 (16)	4.2 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	16.7 (4)	41.7 (10)	12.5 (3)		
500万円未満	58.9 (33)	49.2 (29)	3.0 (1)	0.0 (0)	3.0 (1)	81.8 (27)	0.0 (0)	0.0 (0)	6.1 (2)	3.0 (1)	63.6 (21)	6.1 (2)		
1,000万円未満	47.6 (10)	18.9 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	10.0 (1)	90.0 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	10.0 (1)	0.0 (0)	100.0 (10)	10.0 (1)		
5,000万円未満	65.3 (94)	127.1 (83)	1.1 (1)	0.0 (0)	2.1 (2)	83.0 (78)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	6.4 (6)	53.2 (50)	0.0 (0)		
1億円未満	91.5 (43)	41.5 (38)	0.0 (0)	2.3 (1)	2.3 (1)	86.0 (37)	2.3 (1)	2.3 (1)	0.0 (0)	7.0 (3)	7.0 (3)	2.3 (1)		
1億円以上	86.2 (50)	52.2 (45)	2.0 (1)	2.0 (1)	2.0 (1)	92.0 (46)	2.0 (1)	0.0 (0)	2.0 (1)	2.0 (1)	14.0 (7)	2.0 (1)		
不明	56.7 (68)	100.6 (57)	4.4 (3)	2.9 (2)	4.4 (3)	75.0 (51)	4.4 (3)	2.9 (2)	2.9 (2)	2.9 (2)	75.0 (51)	1.5 (1)		

介護休暇取得者の男女比を事業所規模別でみると、「介護休業制度」と同様に女性の比率が高い。介護の負担が女性に偏っていることがわかる。【図14】

【図14】介護休暇取得者の事業所規模別男女割合



(5) 子の看護休暇制度

「子の看護休暇制度」とは、負傷または疾病にかかった子の世話、または疾病の予防を図るために必要な世話をを行うために、1年度において5日(子が2名以上の場合10日)を限度として休暇を取得できる制度のことを使う。

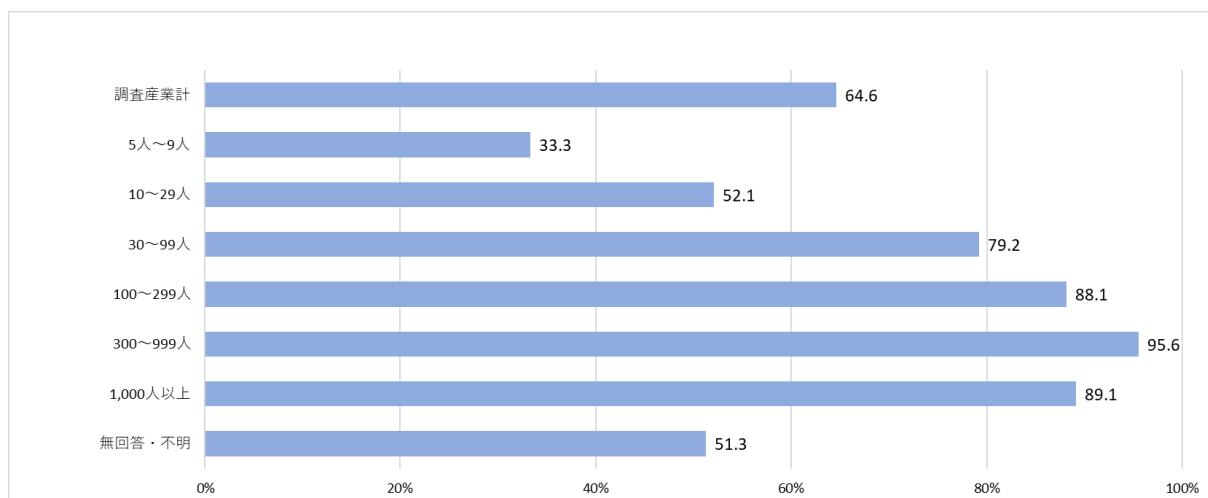
①子の看護休暇の規定状況

子の看護休暇の規定状況をみると、就業規則に「規定している」事業所は、64.6%となっている。

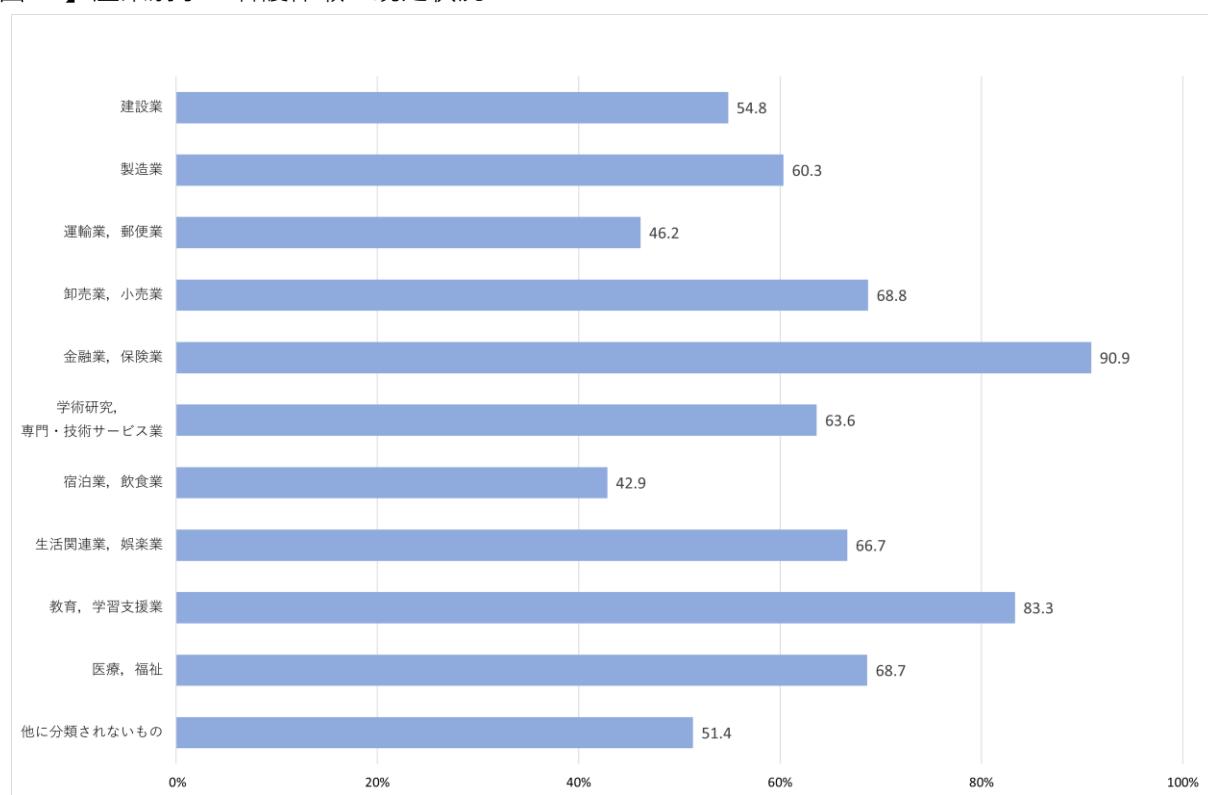
規模別にみると、従業員数が100人以上の事業所は90%近くが規定している反面、5人～9人が33.3%、10人～29人が52.1%となっており、従業員数が少ない事業所で規定する割合が低い。【図15】

また、産業別にみると、金融業、保険業が90.9%と最も高くなっている。【図16】

【図15】事業所の規模別子の看護休暇の規定状況



【図16】産業別子の看護休暇の規定状況



②子の看護休暇規定における期間及び取得状況

子の看護休暇の規定がある事業所において、看護休暇の期間は「小学校就学の始期に達するまで」が51.1%で最も高い。一方で「子の看護休暇の規定なし」の事業所が33.3%となっている。【表5】

【表5】子の看護休暇制度の規定状況～休暇日数の制限等

※数値は%（）内は件数

区分	子の看護の規定 あり					子の看護休暇の 規定なし	無回答・不明
		小学校就学の始 期に達するまで	小学校入学から 小学校3年生ま で	小学校4年生か ら小学校卒業ま で	小学校卒業以降 も対象		
調査産業計	64.6（312）	51.1（247）	4.8（23）	4.3（21）	4.3（21）	33.3（161）	2.1（10）
5人～9人	33.3（38）	24.6（28）	1.8（2）	1.8（2）	5.3（6）	64.9（74）	1.8（2）
10～29人	52.1（49）	46.8（44）	2.1（2）	1.1（1）	2.1（2）	45.7（43）	2.1（2）
30～99人	79.2（61）	70.1（54）	3.9（3）	2.6（2）	2.6（2）	18.2（14）	2.6（2）
100～299人	88.1（52）	72.9（43）	8.5（5）	5.1（3）	1.7（1）	8.5（5）	3.4（2）
300～999人	95.6（43）	68.9（31）	2.2（1）	15.6（7）	8.9（4）	2.2（1）	2.2（1）
1,000人以上	89.1（49）	58.2（32）	18.2（10）	9.1（5）	3.6（2）	9.1（5）	1.8（1）
無回答・不明	51.3（20）	38.5（15）	0.0（0）	2.6（1）	10.3（4）	48.7（19）	0.0（0）
建設業	54.8（17）	41.9（13）	3.2（1）	3.2（1）	6.5（2）	45.2（14）	0.0（0）
製造業	60.3（35）	50.0（29）	6.9（4）	1.7（1）	1.7（1）	34.5（20）	5.2（3）
運輸業、郵便業	46.2（6）	23.1（3）	15.4（2）	7.7（1）	0.0（0）	53.8（7）	0.0（0）
卸売業、小売業	68.8（66）	62.5（60）	2.1（2）	1.0（1）	3.1（3）	28.1（27）	3.1（3）
金融業、保険業	90.9（10）	27.3（3）	27.3（3）	18.2（2）	18.2（2）	9.1（1）	0.0（0）
学術研究、専門・技術業	63.6（7）	36.4（4）	9.1（1）	9.1（1）	9.1（1）	36.4（4）	0.0（0）
宿泊業、飲食業	42.9（12）	39.3（11）	0.0（0）	0.0（0）	3.6（1）	57.1（16）	0.0（0）
生活関連業、娯楽業	66.7（12）	66.7（12）	0.0（0）	0.0（0）	0.0（0）	33.3（6）	0.0（0）
教育、学習支援業	83.3（20）	58.3（14）	4.2（1）	16.7（4）	4.2（1）	16.7（4）	0.0（0）
医療、福祉	68.7（92）	55.2（74）	2.2（3）	4.5（6）	6.7（9）	29.9（40）	1.5（2）
他に分類されないもの	51.4（19）	40.5（15）	0.0（0）	8.1（3）	2.7（1）	45.9（17）	2.7（1）
100円未満	64.9（24）	40.5（15）	2.7（1）	8.1（3）	13.5（5）	32.4（12）	2.7（1）
500円未満	58.9（33）	51.8（29）	0.0（0）	3.6（2）	3.6（2）	41.1（23）	0.0（0）
1,000円未満	47.6（10）	42.9（9）	0.0（0）	4.8（1）	0.0（0）	52.4（11）	0.0（0）
5,000円未満	59.0（85）	53.5（77）	2.1（3）	0.7（1）	2.8（4）	36.8（53）	4.2（6）
1億円未満	91.5（43）	76.6（36）	6.4（3）	2.1（1）	6.4（3）	8.5（4）	0.0（0）
1億円以上	84.5（49）	56.9（33）	17.2（10）	8.6（5）	1.7（1）	13.8（8）	1.7（1）
不明	56.7（68）	40.0（48）	5.0（6）	6.7（8）	5.0（6）	41.7（50）	1.7（2）

令和5年8月1日から令和6年8月1日までの1年間に、子の看護休暇取得者がいた事業所の割合は11.8%（女性10.6%、男性5.2%）となっている。【図17】

【図17】子の看護休暇の取得状況

